ごみ

問 廃棄物対策課　☎484-6149

ごみを出すときは、もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、カン、ビン、その他紙製容器包装、プラスチック製容器包装に分別し、収集日の午前8時30分までに、集積所へ出してください。前日、前夜には出さないでください。

収集日が祝日や振替休日でも収集いたします。ただし、年末年始は特別日程ですので、収集の終了や開始はごみ収集カレンダーで確認してください。

【ごみの収集日】　※令和4年4月1日からの情報です。

可燃物	もやせるごみ 指定ごみ収集袋（茶色）	毎週月・水・金曜日 集積所収集	生ごみ、紙くず、布、皮革、ゴム製品、プラスチック製品など
不燃物	うめたてごみ 指定ごみ収集袋（青色）	毎月1・3回目の木曜日 集積所収集	陶磁器類、ガラス、割れた蛍光管、電球、少量の土など
資源物	金属類・小型家電 無色透明ビニール袋（指定ごみ収集袋はありません）	毎月2・4回目の木曜日 集積所収集	鍋、フライパン、傘、アイロン、ドライヤー、電源コードなど
		ボックス回収（拠点回収）	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機など ※個人情報は消去のこと
		窓口回収（廃棄物対策課）	携帯電話、PHS、タブレット端末
	カン 指定ごみ収集袋（赤色）	毎月1・3・5回目の火曜日 集積所収集	酒・飲料の空きカン、菓子・缶詰の空きカン、空スプレーカン（穴あけ後）など
	ビン 指定ごみ収集袋（緑色）	毎月2・4回目の火曜日 集積所収集	洋酒空きビン、日本酒空きビン、飲料類空きビン、ジャム・コーヒーの空きビンなど
	その他紙製容器包装 指定ごみ収集袋（白色）	毎週火曜日 集積所収集	ティッシュの紙箱、シャツの台紙、包装紙、紙袋、お菓子の紙箱など
	プラスチック製容器包装 指定ごみ収集袋（黄色）	毎週木曜日 集積所収集	ペットボトル、卵のパック、レジ袋、発泡スチロール梱包材、生鮮食品のトレー、シャンプーのボトルなど ※ペットボトルは、キャップとラベルをはずして、中を軽くすすいでつぶしてください。キャップとプラスチック製のラベルは、ペットボトルと同じ指定ごみ収集袋（黄色）に入れてください。
	廃蛍光管	店頭などによる拠点回収	直管形蛍光管、環形の蛍光管、球形の蛍光管（割れたものはうめたてごみへ）
	廃乾電池	公共施設による拠点回収	アルカリ・マンガン乾電池単1-単5円筒型 9ボルト角形乾電池 ※ボタン型・充電式は対象外
	インクカートリッジ	公共施設による拠点回収	純正カートリッジ4社（ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP） 破損品や上記以外のものはもやせるごみへ
	廃食用油	毎月1回目の木曜日 公共施設による拠点回収	よくすすぎ、水分を切ったペットボトルに入れネジ式のキャップを閉めてください。 ※未使用のものは開封せずにそのままお持ちください ※エンジンオイルなど機械油は回収しません

※回収ボックスの設置場所は資源物によって異なりますので、家庭ごみの分別一覧表や市ホームページなどでご確認ください。

粗大ごみ

粗大ごみは有料戸別収集をしています。

粗大ごみ品目表で処理手数料を確認して処理券を購入してください。その後、粗大ごみ収集事業者へ電話予約を行い、粗大ごみに処理券を貼り付けて予約日の朝8時30分までに玄関先などに出してください。（集合住宅の場合は敷地内の集積所に出してください）立ち会いは必要ありません。

粗大ごみ品目表、粗大ごみ収集事業者の連絡先、処理券販売店一覧表はごみ収集カレンダーをご覧ください。

㈱本埜共進　いらなくなった家電製品処分致します。
パソコン、ベッドマット、農機具など、ご相談下さい。
http://www.motonokyoushin.jp　営業時間　月～土 9:00～17:00　休日　日曜、祝日
TEL0476-97-1146　FAX0476-97-1521　印西市本埜小林26番地

生活・環境・ペット

【粗大ごみの種類と手数料（主なもの）】

粗大ごみの種類	手数料
いす（2脚まで）	500円
オイルヒーター	1,000円
カーペット（4.5畳以下）	500円
カーペット（4.5畳超）	1,000円
たんす（小型）1.2m以下	1,000円
たんす（大型）1.2m超	1,500円
布団　3枚まで	500円
ベビーカー	500円

【直接搬入】

酒々井リサイクル文化センターに直接持ち込む場合は、指定ごみ収集袋に入れてあっても、10kgあたり350円の処理料がかかります。

●受付時間

月曜～金曜日（祝日を除く）と第2土曜日と翌日の日曜日の午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分

●注意事項

○住所確認のため運転免許証などが必要です。
○支払いは現金のみです。

●搬入できないもの

市で収集・処理ができないものと同じです。

問い合わせ　酒々井リサイクル文化センター
（印旛郡酒々井町墨1506）　☎496-7511

段ボール、古新聞、古雑誌など（資源物）

段ボール、古新聞、古雑誌などの資源物は、自治会や子ども会、ボランティア団体などの資源回収団体が回収していますので、回収日や回収場所などは、ご近所のかたにお尋ねください。資源回収団体の一覧は、市のホームページで公開しています。

ご不明な場合は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

【資源回収団体について】

貴重な資源の再利用を促進するため、資源回収に対して報償金をさしあげています。あらかじめ資源回収団体としての登録が必要となります。

資源回収団体に登録できるのは、町内会・自治会・子ども会などの団体です。登録の方法および報償金額の基準額などについては、廃棄物対策課へお問い合わせください。

犬・猫などの動物死体

【ペット】

飼い犬や飼い猫などの死体は、原則として飼い主が処理してください。市に処理を依頼する場合は、手数料として1頭につき2,000円かかります。

※令和4年4月1日からの料金です。

【道路上などの小動物死体】

道路上などで犬、猫などの小動物の死体を見つけた場合は、廃棄物対策課 ☎484-4202 へご連絡ください。

市で収集・処理ができないもの

【テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン】

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法により処理方法が決められています。販売店へ相談するか、郵便局で家電リサイクル券によりリサイクル料金を支払い、指定引取場所へ搬入してください。

▶指定引取場所 日本通運（株）千葉東支店
佐倉市大作1-8-7　☎498-0856

【薬品、オイル類、タイヤ、スプリング入りマットレスなど】

薬品、バッテリー、ボンベ、オイル類などの危険物や、タイヤ、農機具、ピアノ、オルガン、スプリング入りマットレスなどは市で収集や処理ができません。販売店やメーカー、専門の処理業者へ処分を依頼してください。

【会社や店舗、作業場などのごみ（事業系ごみ）】

会社、店舗、作業場、病院などの事業所から出るごみは、ごみ集積所に出すことはできません。違反した場合は、廃棄物処理法に基づき処罰されます。事業者の責任において処理してください。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（建設業、紙製造業、製本業に係るものなど）、木くず（建設業に係るものなど）、ガラスくず、繊維くず（建設業・繊維工業などに係るもの）、金属くずなどは、産業廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼してください。

※産業廃棄物処理業許可業者については、（社）千葉県産業資源循環協会へお問い合わせください。
（社）千葉県産業資源循環協会　☎ 239-9920

●事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼するか、事業者自身が市の許可書を得た上で酒々井リサイクル文化センターへ直接搬入してください。

※詳細は廃棄物対策課へお問い合わせください。

生ごみ処理機器の購入補助

家庭から出るごみの減量化、資源の有効利用のため、生ごみ処理機器を購入し、設置されたかたに補助を行っています。

購入時に補助額を差し引いた額で購入できますので、印鑑および免許証などの市内在住と氏名が確認できるものを持参の上、取扱い指定店で購入してください。指定店以外で購入したものは、補助できません。

●補助要件

①市内に住所を有すること。
②生ごみ処理機器を設置する場所を有していること。
③生ごみ処理機器により処理された物を設置者が自らの責任において処理できること。

●補助の金額

①生ごみの堆肥化容器（コンポスト）、発酵菌による生ごみ減容器購入（設置）者
▶1基あたり、購入価格（消費税を除く）の3分の1（100円未満の端数は切り捨て）または2,000円のいずれか少ない額。（1年度につき1世帯2基まで）

②電気式生ごみ処理機器購入（設置）者
▶1基あたり、購入価格（消費税を除く）の4分の1（100円未満の端数は切り捨て）または1万円のいずれか少ない額。（1年度につき1世帯1基まで）

●取り扱い指定店（取り扱い機器）

（略称　コ：コンポスト、発：発酵菌、電：電気式）

臼井地区	エビハラ金物店（コ）
志津地区	田中薬店（発）、ながしま電器（電）、ケーヨーデイツー志津店（コ、発）
根郷地区	千葉みらい農業協同組合佐倉四街道営農センター（コ）、ベイシア電器佐倉店（電）
千代田地区	ケーヨーデイツーそめい野店（コ、発）

不法投棄

不法投棄は法律により罰せられます。不法投棄物や不法投棄をしている人を発見した場合は、廃棄物対策課へご連絡ください。

環境

スズメバチなどの駆除

問 生活環境課　☎484-6148

自宅・民地のスズメバチなどの駆除は、各種専門の駆除業者をご案内しています。下記へお問い合わせください。

公益社団法人　佐倉市シルバー人材センター　☎486-5482
千葉県害虫防除協同組合　☎221-0064

測定機器（空間放射線量・騒音）の貸出

問 生活環境課　☎484-6098

貸出には、事前予約が必要です。生活環境課へお問い合わせください。

●貸出対象者

市内在住または固定資産を有する個人、事業者、団体（自治会、市民団体など）

犬の登録と狂犬病予防注射

問 生活環境課　☎484-6148

犬の飼い主には、飼い犬を市に登録するとともに、毎年一回狂犬病予防注射を受けさせてその旨を市へ届出する義務があります。

【飼い犬の登録に関する手続き】

①犬を飼い始めたとき（新規登録）

犬を飼い始めたとき（子犬の場合は生後90日を過ぎてから）、30日以内に登録の手続きを行ってください。狂犬病予防注射が済んでいる場合は、下記⑤の手続きを併せて行うことができます。

②犬と一緒に転入したとき（転入届）

前住所地の市区町村で交付された鑑札を持参して手続きを行ってください。なお、市外に転出される場合は、転出先の市区町村で手続きを行ってください。（転出時、佐倉市での手続きは不要）

③登録内容に変更が生じたとき（死亡届・変更届）

飼い犬が死亡したときまたは市内で飼い主の住所もしくは飼い主の変更があったときは、鑑札と注射済票を持参して手続きを行ってください。

【狂犬病予防注射に関する手続き】

④狂犬病予防注射の接種

毎年一回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせてください。動物病院で接種したときは、獣医師から「狂犬病予防注射済証」を受け取ってください。

⑤狂犬病予防注射済票の交付申請

上記④の狂犬病予防注射済証を持参して手続きを行ってください。なお、獣医師の判断により狂犬病予防注射を接種できない場合は、接種できるようになったときに手続きをお願いします。

【手数料（1頭あたり）】

①犬の登録手数料（新規登録）	3,000円
⑤狂犬病予防注射済票交付手数料	550円

動物病院　エリアマップ3図 C-3
あなたの大切な家族の健康をサポート
佐倉動物病院
京成佐倉駅近く、市役所から徒歩1分。地域密着のホームドクターとして大切な家族の健康をサポート。月曜から土曜まで通常診療。お気軽にご相談ください。
■佐倉市並木町82
■TEL:043-486-8313　■FAX:043-486-8313
■診療時間／9:00～12:00、16:00～19:00（予約優先）
■定休日／日曜、祝日
P あり（7台）

動物病院　エリアマップ5図 C-4
飼い主様に安心していただける病院を目指します
ユーカリが丘動物病院
飼い主様の声に耳を傾け、より良いご提案・治療ができるように丁寧な問診・診察を心掛けています。
■佐倉市ユーカリが丘1-3-18　■TEL:043-462-8500
■診療時間：月・火・水・金・土：9:00～13:00/16:00～19:00
日・木・祝：9:00～12:00/14:00～17:00　※木曜：電話による予約制
■http://www.yu-karigaoka-ah.com/
P あり

動物病院　エリアマップ2図 D-4
動物病院・トリミング
ユーミーどうぶつ病院
犬の登録・窓口でできます。
■佐倉市王子台4-14-12　■TEL:043-309-6085
■診療時間 月～土／9:00～12:00 16:00～19:00（30分前まで受付）
■休診日：日曜・祝日
【動物取扱業】佐瀬 興洋/16-印健福498-7/保管/R3.6.28～R8.7.7
P あり

動物病院　エリアマップ1図 D-3
ユーカリが丘の動物病院
NALA動物病院
「NALA」はモンゴル語で太陽という意味です。
太陽のようにいつも暖かく、動物とそのご家族を見守りたいと考えています。
■佐倉市上座558-58　■TEL:043-497-3712
■診療時間／<平日>9:00～12:00/16:00～19:30 <日祝日>9:00～12:00
■休診日／水曜日　■URL:http://nala-ah.sakura.ne.jp/
■<毎週火曜日>13:00～15:00 キャットアワー（猫ちゃんだけの診療時間です。）
P あり（5台）

生活・環境・ペット

利便性の向上のため、動物病院で予防注射を済ませたかたのための臨時窓口を開設します。

詳しくは市ホームページや『こうほう佐倉』でお知らせします。

【その他の犬や猫に関する相談について】

犬や猫の飼い方に関する相談は、印旛健康福祉センター（印旛保健所）で、負傷した野良猫や生まれたばかりの野良猫の保護・収容に関する相談は、千葉県動物愛護センターでそれぞれ受け付けています。

印旛保健所　☎483-1137

千葉県動物愛護センター　☎0476-93-5711

喫煙禁止区域

問 生活環境課　☎484-6148

市では、「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」によって「喫煙禁止区域」を定めています。

- ▶JR佐倉駅周辺喫煙禁止区域
- ▶京成佐倉駅周辺喫煙禁止区域
- ▶京成臼井駅周辺喫煙禁止区域
- ▶京成ユーカリが丘駅周辺喫煙禁止区域
- ▶京成志津駅周辺喫煙禁止区域

上水道

問 佐倉市上下水道総合案内センター　☎485-1191

届出

- ●**水道を新しく使用する場合や引っ越しなどで水道の使用を中止する場合**
- ●**使用者の名義、振替口座などを変更する場合**
- ●**長期間水道を使用しない場合**

水道の使用・中止などの手続きは、佐倉市上下水道お客様センターへご連絡ください。

上下水道をご使用のかたは、一度のご連絡で上水道・下水道の手続きができます。

佐倉市上下水道お客様センター　☎486-1555

- ●**家を新築し、水道を引く場合**
- ●**家を増改築し、水道配管が変わる場合**
- ●**家を解体し、水道を撤去する場合**
- ●**不動産を売買し、水道の所有者が変わる場合**

所有者や水道配管の変更などの場合は、佐倉市上下水道総合案内センターへご連絡ください。

水道料金

お支払いは、便利な口座振替のほか、銀行、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマホ決済、佐倉市上下水道お客様センター、佐倉市上下水道総合案内センターで支払えます。

水道料金＝基本料金＋従量料金

【基本料金（2か月につき・税込み）】※令和4年4月からの料金です

口径	料金	口径	料金
13mm	1,225円40銭	50mm	22,640円20銭
20mm	2,569円60銭	75mm	50,468円
25mm	4,598円	100mm	89,619円20銭
30mm	8,135円60銭	150mm	195,747円20銭
40mm	14,031円60銭		

【従量料金（2か月につき・税込み）】※令和4年4月からの料金です

使用水量	料金（1㎥につき）
1㎥から 20㎥まで	96円80銭
21㎥から 40㎥まで	151円80銭
41㎥から 60㎥まで	198円
61㎥から 140㎥まで	253円
141㎥から	297円

※検針は2か月ごとに行いますので、2か月分まとめた金額（円未満切り捨て）をお支払いいただきます。

水道工事

家庭で給水装置の工事（水道工事）を行うには、パッキンの交換など軽微なものを除き、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者でなければ行えません。

他市町村や県の指定を受けている業者でも、佐倉市の指定を受けていなければ工事ができないことにご留意ください。

【問い合わせ】

水道料金 使用開始・中止 口座振替	佐倉市上下水道お客様センター ☎486-1555 月～土曜日　午前8時30分～午後5時15分 日曜日・祝日休業
水道の新設・改造・撤去 所有者変更 指定工事事業者 水質 濁り水・断水 公道上の漏水など	佐倉市上下水道総合案内センター ☎485-1191 ※夜間休日の電話は、転送されます。
休日・夜間の宅内漏水 （緊急連絡）	佐倉市上下水道漏水受付センター ☎485-8660　24時間受付・年中無休

下水道

問 佐倉市上下水道総合案内センター　☎485-1191

届出

- ●**下水道を新しく使用する場合や引っ越しなどで下水道の使用を中止する場合**
- ●**使用者の名義、振替口座などを変更する場合**
- ●**長期間下水道を使用しない場合**
- ●**井戸をご使用の世帯のうち世帯人数により汚水量を認定しているご家庭で世帯人数が変わった場合**

下水道の使用・中止などの手続きは、佐倉市上下水道お客様センターへご連絡ください。

上下水道をご使用のかたは一度のご連絡で上水道・下水道の手続きができます。

佐倉市上下水道お客様センター　☎486-1555

下水道使用料

水道水を使用する場合はその使用水量を、井戸水を使用する場合は世帯人数などによる認定水量を「汚水量」とし、次表により算定します。

お支払いは、便利な口座振替のほか、銀行、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマホ決済、佐倉市上下水道お客様センター、佐倉市上下水道総合案内センターで支払えます。

下水道使用料＝基本使用料＋超過使用料

【算定表（2か月につき・税込み）】

基本使用料	超過使用料	
	汚水量	使用料（1㎥につき）
20㎥まで 2,459円60銭	21㎥から40㎥まで	124円30銭
	41㎥から60㎥まで	152円90銭
	61㎥から100㎥まで	196円90銭
	101㎥から200㎥まで	233円20銭
	201㎥から1,000㎥まで	255円20銭
	1,001㎥から	270円60銭

※検針は2か月ごとに行いますので、2か月分まとめた金額（円未満切り捨て）をお支払いいただきます。

公共下水道への接続

公共下水道が整備された地域では、トイレ、台所などの生活排水は、公共下水道に接続しなければなりません。

なお、公共下水道に接続するための排水設備工事は、必ず佐倉市が指定した排水設備指定工事店に依頼してください。

受益者負担金（分担金）

公共下水道が整備されると、その区域の生活環境が改善されます。これによって利益を受けるかたに、下水道をつくる費用の一部を負担していただいています。

市街化区域では、「受益者負担金」として、同様に市街化調整区域では、「受益者分担金」として、その土地の汚水・排水を初めて下水道に接続するときに納付していただきます。

※市街化区域、市街化調整区域は下水道整備時点の状況で判断します。

- ●**受益者負担金（市街化区域）**

土地面積（平方メートル）に433円を乗じた額。

- ●**受益者分担金（市街化調整区域）**

土地面積（平方メートル）に565円を乗じた額＋接続建物1棟につき5万円を加算した額。

【問い合わせ】

下水道使用料 使用開始・中止 口座振替 世帯人数の変更 （認定のかたのみ）	佐倉市上下水道お客様センター ☎486-1555 月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 日曜日・祝日休業
排水設備の新設・改造 指定工事店 受益者負担金・分担金	佐倉市上下水道総合案内センター ☎485-1191 ※夜間休日の電話は、転送されます。
休日・夜間の下水道の 排水つまり （緊急連絡）	佐倉市上下水道漏水受付センター ☎485-8660 ※休日夜間のみ受付

「佐倉市上下水道総合案内センター」について上下水道部では、電話・窓口受付業務を委託しています。

※上下水道部にご連絡いただいた際は、佐倉市上下水道総合案内センターにて取次を行いますので、ご了承ください。

佐倉の風景

チューリップフェスタ

図5 E-4

浄化槽清掃　エリアマップ7図 C-1
一般廃棄物処理業
有限会社佐倉企業社
☆佐倉市一般廃棄物収集運搬業務
■佐倉市下志津1034-2
■TEL:043-487-8702
※佐倉市し尿浄化槽清掃業務

佐倉の風景

佐倉ふるさと広場の
桜と菜の花

図5 E-4

し尿・浄化槽

し尿の汲み取り・浄化槽清掃

問 廃棄物対策課　☎484-6149

し尿の汲み取りまたは浄化槽の清掃は下表の許可業者が行っています。お住まいからお近くの業者に収集を依頼してください。

業者名	電話番号	住所
㈲印旛防疫社	484-1206	佐倉市高岡303-2
㈲佐倉防疫	484-0436	佐倉市寺崎2758
㈲佐倉企業社	487-8702	佐倉市下志津1034-2
㈲ふじい清掃	489-2491	佐倉市上志津855

【料金】

し尿・浄化槽の料金につきましては、各業者に直接ご確認ください。

浄化槽

問 生活環境課　☎484-6148

【浄化槽の適正な維持管理】

浄化槽を使っているご家庭では、浄化槽法により以下の3点が義務付けられています。

- **法定検査**…水質に関する検査（使用開始後3～8か月の間に1回、その後は毎年1回）
- **清掃**…浄化槽内に溜まった汚泥などの除去（1年に1回）
- **保守点検**…機械の点検調整、汚泥の状況確認や消毒剤の補充など（4か月に1回以上）

【合併処理浄化槽維持管理費補助金】

市内で合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っているかた（公共下水道および農業集落排水の使用可能地域を除く）に、合併処理浄化槽1基につき5,000円（年1回）を補助しています。

【合併処理浄化槽設置事業補助金】

公共下水道事業区域および農業集落排水処理区域を除いた市内において、高度処理型合併処理浄化槽を設置するかたに、工事費用の一部を補助しています。（公共下水道事業区域であっても、当分の間下水道の整備が見込まれない地域は補助対象となります。）

補助金額は、浄化槽の種別や、単独処理浄化槽やくみ取便所からの転換の有無、新築・増改築の有無などの条件により異なります。詳細は生活環境課までお問い合わせください。

市営自転車駐車場

問 道路維持課　☎484-6130

自転車および125cc以下の原動機付自転車を利用するかたがたの利便を図るため、市内6つの鉄道の駅周辺に12か所の自転車駐車場を設置しています。

【利用できる車両】

自転車、原動機付自転車（125cc以下）

【定期利用】

4月～翌年3月の一年間（中途からの利用の場合は残余月数分）

【一時利用】

利用する自転車駐車場で管理人に利用料金を納入し、一時利用券の交付を受け利用してください。利用料金は、自転車110円、原動機付自転車220円です。利用期間は1日（0:00～24:00）のうち1回の入退場です。

自転車駐車場（12か所）
JR佐倉駅北口※、JR佐倉駅南口
京成佐倉駅北口水路※、京成佐倉駅南口
京成大佐倉駅南口※
京成臼井駅北口第一、京成臼井駅北口第二※、京成臼井駅南口
京成ユーカリが丘駅前上座跨線橋下※、京成ユーカリが丘駅南口
京成志津駅北口※、京成志津駅南口

【管理人の駐在時間】

- **平日　7:00～10:00、16:30～19:30**
- **土・日曜日、祝日　8:00～11:00**

ただし、上表内※自転車駐車場の火・木・土は無人管理
さらに、京成大佐倉駅南口の駐在時間は、平日7:00～10:00のみ

市営自転車駐車場は指定管理者制度を導入しており、管理・運営は指定管理者が行っております。利用料金、申し込み方法等の詳細については、指定管理者へ直接お問い合わせください。

なお、指定管理者の連絡先については、市ホームページの「市営自転車駐車場について」のページをご覧ください。

○駅前等で放置自転車として撤去されると、移送保管料として、自転車2,000円、原動機付自転車4,000円がかかりますので、自転車駐車場をご利用ください。

浄化槽清掃　エリアマップ4図 A-2
一般廃棄物処理業
㈲佐倉防疫
【営業内容】浄化槽保守点検、浄化槽清掃、貯水槽清掃、佐倉市一般廃棄物収集運搬、排水管清掃
■佐倉市寺崎2758
■TEL:043-484-0436　■FAX:043-485-5496
■受付営業時間／8:00～17:00　■定休日／土曜、日曜、祝日
■E-mail:info@sakura-bo.com
Sakura Boueki
P なし

浄化槽清掃・廃棄物収集　エリアマップ4図 E-2
有限会社印旛防疫社
浄化槽清掃・保守点検
■佐倉市高岡303-2　■TEL:043-484-1206
■営業時間／8:00～17:00
■定休日／土曜、日曜、祝日

P あり